

簡易DB発注方式の試行における概算数量設計の積算基準書

この基準書は、横須賀市上下水道局が試行する簡易DB発注方式で発注する配水管等の管路工事を対象とし、当初設計及び設計変更の積算を円滑に進めるために、概算数量設計による積算に関する基準を定めるものとする。この基準書に定めのない事項は、詳細設計による積算となり、設計変更の際は、本方式によらない場合と同様、監督員との協議により決定する。

1 試掘工

(1) 土工

ア 当初設計

小工事区間毎、100mあたり3箇所（小数点以下切り上げ）とする。1箇所あたり標準掘削寸法を表1に示す。

表1 試掘調査工1箇所あたり標準掘削寸法

名称	幅(m)	延長(m)	深さ(m)
試掘調査工	1	1	1.5

イ 設計変更

実績で設計変更する。

2 配水管布設工

(1) 材料費

ア 当初設計

標準的に見込まれる材料費を包括したメートル当たりの特有基礎単価を作成し、当初見込みの施工延長分の材料費を計上する。仕切弁等の付帯設備の設置及び不断水工法に係る材料費は、必要数量を計上する。

イ 設計変更

請負者が行う管路設計により算出された材料で設計変更する。

(2) 土工 ※配水管撤去工を含む

ア 当初設計

従来方式で当初設計を行う。

イ 設計変更

従来方式で設計変更を行う。

(3) 管工

ア 当初設計

標準的に見込まれる施工費（据付、被覆、接合、管切断、挿し口加工等）を包括したメートル当たりの特有基礎単価を作成し、当初見込みの施工延長分を計上する。仕切弁等の付帯設備の設置及び不断水工法に係る施工費等は、必要数量を計上する。

イ 設計変更

メートル当たり特有基礎単価の施工延長を設計変更の対象とし、特有基礎単価の金額は、原則設計変更の対象としない。仕切弁等の付帯設備の設置等は、実績で設計変更する。

3 公道内給水管接続替工

(1) 材料費

ア 当初設計

使用が見込まれる概算数量で材料を計上する。

イ 設計変更

契約後に監督員が提示する資料に基づき請負者が照査を行い、実績で設計変更する。

(2) 土工

ア 当初設計

1箇所あたりの延長を1.4mとし、表3に示した公道内給水管接続替工の標準掘削断面により概算数量を算出する。

表3 公道内給水管接続替工1箇所あたり標準掘削断面

名称	幅(m)	管土被り(m)	新設管外径(mm)
公道内給水管接続替工	0.5	0.8	30

イ 設計変更

契約後に監督員が提示する資料に基づき請負者が照査を行い、実績延長で設計変更する。舗装構成は、設計変更の対象とし、実績で設計変更する。標準掘削断面は、設計変更の対象としない。

(3) 管工

ア 当初設計

「水道工事共通代価表」に記載されている給水管接続替工の中から代表的な代価を計上する。

イ 設計変更

契約後に監督員が提示する資料に基づき請負者が照査を行い、実績で設計変更する。計上する代価は、原則、「水道工事共通代価表」に記載されている給水管接続替工に限るが、これによりがたい場合は、監督員との協議により、他の代価および単価とすることができる。

4 宅地内給水管接続替工

(1) 土工

ア 当初設計

宅地内の舗装は、当初設計では計上しない。1箇所あたり土量を表4に示す。

表4 宅地内給水管接続替工1箇所あたり土量

施工箇所	土量(m ³)
止水栓部	0.273
メーター部	0.41

イ 設計変更

契約後に監督員が提示する資料に基づき請負者が照査を行い、実績箇所数で設計変更する。1箇所あたりの土量は、設計変更の対象としない。また、宅地内がコンクリートまたはアスファルト舗装の場合、計上する代価は、表5に示した代価を標準とするが、これによりがたい場合は監督員と協議により決定する。標準掘削寸法は、原則、設計変更の対象としない。

表5 宅地内舗装の使用代価

表層	規格	備考
コンクリート無筋・鉄筋構造物	人力打設 18-8-25 (20) (高炉) 一般養生、小運搬なし	コンクリートは W/C 指定なし 小型車割増あり
表層工 (人力施工)	再生密粒度アスコン (13) フライムコート 仕上げ厚 5 cm 車道及び路肩	アスファルトは小型車割増あり フライムコートは PK3 1.2L/m ²

(2) 管工

ア 当初設計

「水道工事共通代価表」に記載されているメーター移設工の中から代表的な代価を計上する。

イ 設計変更

契約後に監督員が提示する資料に基づき請負者が照査を行い、実績で設計変更する。計上する代価は、原則、「水道工事共通代価表」に記載されているメーター移設工に限るが、これによりがたい場合は監督員との協議により、他の代価および単価とすることができる。

5 路面復旧工

(1) 土工

ア 当初設計

CADによる求積や航空写真等を基に、算出された数量を計上する。

イ 設計変更

令和7年9月

管路工事完了後に請負者が行う設計図書の照査結果に基づき、実績数量で設計変更する。また、当初設計と現地の舗装構成に差異があった場合、舗装構成を設計変更の対象とする。